

# 令和7年度福島県環境創造センターイベント企画運營業務 企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度福島県環境創造センターイベント企画運營業務

## 2 業務趣旨

環境創造センター（以下「センター」という。）は、原子力災害からの「環境の回復と創造」に向けた取組を行う総合的な拠点として整備した施設であり、平成28年7月に全面開所した。

センターでは、放射線に関する正確な理解の促進と本県の現状を伝える展示施設等を備えた交流棟「コミュタン福島」を活用し、未来を担う子どもたちが「放射線や本県の環境等について学び、自ら考え、主体的に判断し行動する力」を身に付けるための学習支援活動を行っている。

本県においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年がまもなく経過し、県内における復興に向けた取組は継続して行っているが、廃炉作業の進捗や処理水の海洋放出による風評等、課題もいまだ残っている。一方、地球温暖化などの世界規模の環境問題も深刻化しており、県としては「福島県気候変動適応センター」及び「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を立ち上げ、気候変動対策につながる情報収集・発信及び2040年までに県内エネルギー需要の100%を再生可能エネルギーで生み出し、2050年までにはカーボンニュートラルの実現を目指した対策を企業、大学、市町村などオール福島の組織で取り組んでいる。

本業務は、コミュタン福島を活用して広く集客し、ふくしまの未来を創造する力を育み、「気候変動やカーボンニュートラル」、「SDGs」、「身近な環境問題」等について学ぶ機会を創出するとともに、原子力災害からのふくしまの環境回復・創造に向け、福島県、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)、国立研究開発法人国立環境研究所(NIES)及び福島国際研究教育機構(F-REI)の4機関が連携し、センターが行っている「モニタリング」、「調査研究」等の取組成果を広く発信し、来館者が自ら考え主体的に行動する意識やセンターの今後の取組への期待感の醸成を目的としたイベントを開催するものである。別途、一般県民、自治体職員、全国の研究機関、関係機関等に向けたセンター10年の歩みを振り返り、今後の展望について発信するイベントを開催する予定のため、本業務では、小学生中学年程度が理解できる内容でのセンター取組成果発信イベントとする。

なお、本業務には、イベント周知に係る業務も含めるものとする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和7年11月28日まで

#### 4 業務概要

以下のイベント開催に当たり、【業務内容】に示す業務を実施すること。なお、業務内容の詳細は、受注者の提案を踏まえ、発注者と協議の上、決定することとする。

##### (1) センター取組成果発信イベント企画運営業務

###### 【業務内容】

- ・ イベントの企画立案、関係者との調整、当日の運営等、イベントの開催に関わる一連の業務を行うこと。なお、イベントの企画立案等に当たっては、参加者の学びや気付きを促進するような仕掛けを実施すること。
- ・ イベント開催に係る会場の設営、撤去及び必要設備・物品のデザイン・制作・設置・撤去を行うこと。
- ・ イベントの開催にあたっては、運営マニュアルを作成し、これに基づき適切な運営管理を行うこと。
- ・ ノベルティの配布は、環境に配慮した製品とすること。
- ・ 多くの来場者を確保するため、効果的な広報活動を開催1ヶ月前から実施すること。
- ・ 今後のイベント開催の参考にするため、来場者に対してアンケートを行い、回収集計し、取りまとめた結果を発注者に報告すること。
- ・ 各イベントブースの来場者数の集計を行うこと。
- ・ イベントの運営に当たっては、安全管理・衛生管理に注意し、必要に応じて、専任のスタッフを配置すること。
- ・ イベント開催にあたり必要となる官公庁等への許諾等に関する申請書類の作成、提出等の業務を行うこと。
- ・ イベントを開催する上で、必要と認められる感染症対策について、発注者と協議の上、実施すること。

#### 5 提案内容

##### センター取組成果発信イベント企画運営業務

受注者は以下の【コンセプト】を踏まえ、アからカの項目について具体的に提案すること。また、イベントでコミュタン福島を使用する場合、使用可能なエリアは別紙1のとおりとする。

## 【コンセプト】

コミュタン福島オープン9周年を記念して、コミュタン福島を活用して広く集客し、ふくしまの未来を創造する力を育み、「気候変動やカーボンニュートラル」、「SDGs」、「身近な環境問題」等について学ぶ機会を創出するとともに、原子力災害からのふくしまの環境回復・創造に向け、福島県、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)、国立研究開発法人国立環境研究所(NIES)及び福島国際研究教育機構(F-REI)の4機関が連携し、センターが行っている「モニタリング」、「調査研究」等の取組成果を広く発信し、来館者が自ら考え主体的に行動する意識やセンターの今後の取組への期待感の醸成を目的としたイベント。

## 【提案項目】

### ア 開催時期

令和7年7月中旬～8月中旬（学校等の夏季休業期間）に原則2日連続開催とする。

※想定日：7月19日（土）から21日（月・祝）のうち2日間、  
7月26日（土）から27日（日）、8月2日（土）から3日（日）、  
8月9日（土）から11日（月・祝）のうち2日間

### イ イベントタイトル

開催するイベントのタイトルについて提案すること。

### ウ イベントプログラム

コンセプトを踏まえ、以下の内容について具体的な実施内容、会場レイアウト、タイムスケジュール、参加人数も合わせて提案すること。

#### (ア) センター職員との対話・交流プログラム（対象：主に小学校3年生以上）

センター4機関が連携して行っている「モニタリング」及び「調査研究」等について、本館・研究棟におけるセンター職員との対話や交流等により、県民に効果的に周知するための企画を提案すること。

#### (イ) 上記（ア）のプログラムについて、例年、本館及び研究棟を一般開放している。参加者が楽しみながら学べる手法やツール等について、実施効果も含めて提案すること。

なお、下記の内容を含めること。

- ・各ブースへの参加者が偏らないようなしかけ（学びBOOKを配布して各ブースで学んだことを記入してもらい、対象エリアで必要数のブース参加後にノベルティを渡すなど）
- ・各ブースにサポートスタッフを配置し、タイムキーパーなどの対応をすること。

- (ウ) ホールプログラム（対象：主に小学校低学年～高学年）  
集客力のあるホールプログラム（著名人による環境に関するサイエンスショー、トークショー等）について提案すること。  
なお、1日2回以上の開催とし、1日おきに別の著名人を提案すること。
  - (エ) 体験型プログラム（対象：主に小学校低学年～高学年）  
親子で楽しみながら学べる体験型プログラムについて3つ以上提案すること。  
なお、整理券不要のプログラム（科学工作、デジタルアトラクション体験、イマーシブ体験等）を最低1つ提案すること。
  - (オ) 上記の各プログラムにおける環境等に関する学びや気づきを通して、参加者（特に子どもたち）が自ら考え主体的に行動する意識が醸成されるような方法について、実施効果も含めて提案すること。
  - (カ) コミュタンプログラム  
コミュタン福島の展示を広く周知し、かつ、展示室を活用したプログラム（スタンプラリー、周遊ツアー等）を提案すること。
  - (キ) 地元（三春町及び田村市）等と連携したプログラムや特産品・グルメ等の飲食・物販コーナーを設けること。
  - (ク) 来場者記念として、環境に配慮した製品等をノベルティとして配布すること。
  - (ケ) 来館者アンケートを行い、集計すること。  
なお、より多くの方に記入してもらえる方法について提案すること。
  - (コ) その他、イベントの趣旨を達成するための企画を提案すること。
- エ イベント広報
- (ア) 本イベントの開催1ヶ月以上前からの周知及び来館促進のための開催周知方法について、実施内容・ターゲット・広報範囲（エリア）・実施効果等を具体的に提案すること。
  - (イ) イベントの事後情報発信について、実施内容及び実施効果等を具体的に提案すること。
- オ 来館見込数
- イベントの来館見込者数を1日1,500人以上とし、各プログラムの参加可能人数を提案すること。
- カ 実施体制
- 提案するイベントを円滑に企画運営できる実施体制について提案すること。

## 6 業務実施体制

- (1) 本事業に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面（様式任意）にて報告すること。なお、本事業の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 本業務の企画運営スケジュール管理を適切に行うこと。

- (3) 発注者と随時打合せを重ね、無理のないスケジュールで進めることができるよう努めること。
- (4) 契約仕様書に定めのない事項や疑義が生じた時は、双方協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

## 7 著作権

- (1) 本事業の実施に伴う著作権の権利は、原則、発注者側に帰属するものとする。また、受託者は成果品等について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこととする。
- (2) 本事業において使用される素材等について、他者の著作権その他権利が及ぶものを使用する際は、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

## 8 提出書類等

- (1) 業務着手届（様式第1号）
  - ※工程表、責任者・担当者一覧を添付すること。
- (2) 成果品等
  - ア 業務完了届（様式第2号）
  - イ 事業実施報告書
    - ・ イベント申込人数及び参加人数、アンケート結果(参加者の感想・要望等)等をまとめた事業実施報告書を提出するとともに、収支報告書を添付すること。
    - ・ 事業実施報告書には、開催したイベントの様様を記録した写真データを DVD 等で納品すること。
    - ※各イベント終了後、速やかに提出すること。
  - ウ 制作物及び関係するデータ
    - ・ テレビ CM 映像等の動画制作物は、DVD ビデオ形式、フラッシュビデオ（FLV 形式）、MPEG4 形式、ウィンドウズ・メディアビデオ（wmv）形式、何れかのデータを DVD 等で納品すること。
    - ・ ラジオ CM 等の音声データについては、MP4 形式データを DVD 等で納品すること。
    - ・ 作成したチラシやポスター等印刷物は、PDF 形式又は JPEG 形式データを DVD 等で納品するほか、見本品を複数納品すること。
    - ・ その他本業務における制作物等は、発注者が指定する形式にて電子データを納品するほか、見本品を複数納品すること。

様式第 1 号

令和 7 年 月 日

福島県環境創造センター所長

受託者 住 所  
名 称  
代表者 印

業務着手届

令和 7 年 月 日付けで契約を締結した下記委託業務について着手したので、届け  
出ます。

記

1 委託業務の名称

令和 7 年度福島県環境創造センターイベント企画運営業務

2 契約金額

円

(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)

3 委託の期間

着 手：令和 7 年 月 日

履行期限：令和 7 年 11 月 28 日

4 着手年月日

年 月 日

様式第2号

令和 7年 月 日

福島県環境創造センター所長

受託者 住 所  
名 称  
代表者 印

業務完了届

令和7年 月 日付けで委託契約を締結した業務について、下記のとおり完了したので、届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称  
令和7年度福島県環境創造センターイベント企画運営業務
- 2 契約金額  
円  
(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)
- 3 委託業務の着手及び完了年月日  
着手：令和 7年 月 日  
完了：令和 7年 月 日
- 4 成果品等  
事業実施報告書、制作物及び記録データ等（別添のとおり）

(別紙1) コミュタン福島 イベント使用可能エリア

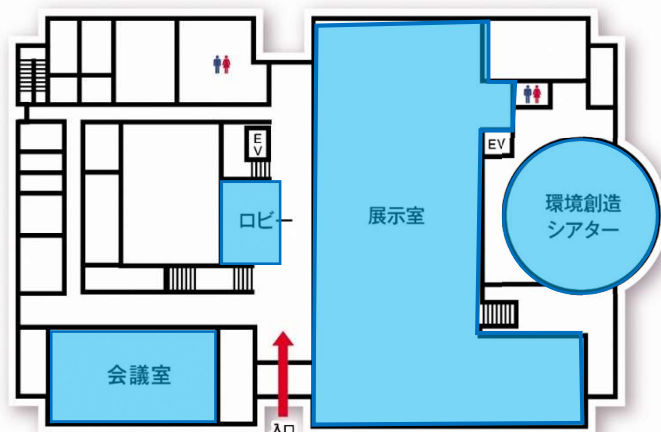
本委託業務においては、下記のエリアを使用したイベントが開催可能である。  
下記に示すエリア以外を使用する場合は、発注者の了承を得るものとする。  
なお、施設の詳細は、コミュタン福島ホームページより確認できる。

[https://com-fukushima.jp/facility/facility\\_00.html](https://com-fukushima.jp/facility/facility_00.html)

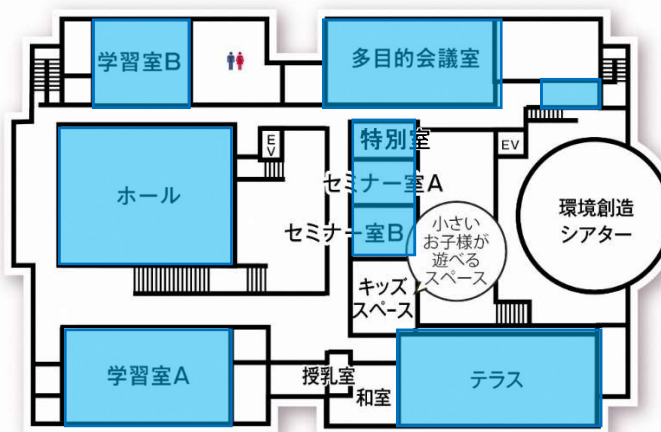
下記エリア以外に、イベント等で出演する著名人や講師、運営スタッフ等の控え室については、別途用意可能である。

1 F 使用可能エリア：会議室、ロビー、展示室、環境創造シアター

※ 展示室内及び環境創造シアターを使用したイベントを開催する場合は、  
展示見学者及びシアター視聴者を妨げず、各展示コンテンツや映像コン  
テンツ等を活用した各コンテンツへの興味関心を喚起するイベントを企  
画すること。



2 F 使用可能エリア：ホール、学習室A、学習室B、セミナー室A、セミナー室B  
特別室、多目的会議室、観察テラス





(別紙1) コミュタン福島 イベント使用可能エリア

屋外イベント使用可能エリア及び駐車場位置図

